

山梨県森林整備加速化・林業再生協議会規約

山梨県森林整備加速化・林業再生協議会 (事務局)

山梨県林業団体協議会

住所：甲府市武田1-2-5

(山梨県治山林道協会内)

電話：055-251-5522

FAX：055-252-0244

(名 称)

第1条 この団体は、山梨県森林整備加速化・林業再生協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、山梨県が設置した森林整備加速化・林業再生基金により間伐や作業路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通の円滑化、森林施業プランナー等の人材の育成等の事業（以下、「基金事業」という。）を実施し、県産材の安定供給に向けた生産体制の確立と地域における林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、県及び関係機関と連携して以下の事業を行うものとする。

- (1) 地域の課題解決に向けた間伐等の事業の計画作成その他の基金事業実施のための調査等を行う。
- (2) 基金事業の計画の調整、間伐材の供給・需要に係わる協定締結等の調整及び事業実施に向けた関係者等の調整を行う。
- (3) 基金事業に係わる全体事業計画の検討及び事業のフォローアップを行う。
- (4) その他、基金事業の実施に当たって必要な業務を行う。

(会 員)

第4条 協議会の会員は、山梨県林業団体協議会会員及び基金事業を実施する者で協議会長が認めた者とする。

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、必要と認められる時には会員以外の者から選任することができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2カ年とする。

2 補欠のために選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次にとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、協議会の業務を執行する。
2. 副会長は会長が補佐し、会長に事故又は欠けたときは、その職務を代理、又は代行する。
3. 理事は、理事会において第20条に規定する事項を協議、決定する。

(監事職務)

第8条 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

(招集)

第11条 総会は、会長が収集する。

(議長)

第12条 総会は、会長が議長となる。

(決議)

第13条 総会の決議は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(総会の議決事項)

第14条 総会においては、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関して必要な事項。

(理事会)

第15条 理事会は、役員をもって構成する。

(理事会の招集)

第16条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第17条 理事会は、会長が議長となる。

(理事会の決議)

第18条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) その他、事業の執行に関する事項で会長が必要と認める事項

(部 会)

第19条 協議会には、次の部会を置く。

1. 森林整備加速化部会、林業再生部会、供給部会を置く。
2. 部会には、部会長を置き、理事の中で協議会長が指名した者がこれに当たる。
3. 部会は、部会長が招集する。
4. 部会の議長は部会長が当たる。
5. 部会は、基金事業の実施者により年度別事業計画を作成し、円滑な事業を実施を図る。
6. 部会は、必要に応じてオブザーバーとして山梨県森林環境部職員等の参加を要請することができる。

(入会・退会)

第20条 基金事業を実施しようとする者が会員として入会しようとするときは、参加申込書（別紙様式）を会長に提出しなければならない。

退会は、会員から事務局に退会申込書（別紙様式）の提出があったとき及び協議会が解散したときとする。

(届 け 出)

第 2 1 条 会員は、住所、代表者等の変更が生じたときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(会 計)

第 2 2 条 協議会の収入は、補助金及びその他の収入等を持って充てる。

(事 業 年 度)

第 2 3 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(事 務 局)

第 2 4 条 協議会の事務局は、山梨県林業団体協議会に置く。

2 事務局には事務局長を置き、協議会の会員間の連絡調整及び必要な事務を執行する。

(委 任)

第 2 5 条 この規約の施行について必要な事項又はこの規約に定めのない事項は、会長が協議会の議決を経て別に定める。

付 則

この規約は、平成 2 1 年 7 月 2 4 日から施行する。

一部改正 平成 2 4 年 7 月 3 1 日

(別紙様式)

平成 年 月 日

山梨県森林整備加速化・林業再生協議会会長 へ

団体名

申込者住所

申込者氏名

山梨県森林整備加速化・林業再生協議会参加（退会）申込書

団 体 名	
団 体 の 住 所	〒 mail: URL:
会 員 数	
設 立 年 月 日	
団 体 の 目 的	
主 な 事 業 活 動	

代 表 者 職 ・ 氏 名	
代 表 者 の 住 所	〒 mail: URL:

添付書類

- ・ 定款、寄付行為、規約、会則等
- ・ 役員、内部監査体制の状況
- ・ 入会年度の事業計画、収支予算書及び前年度まで3年間の事業実績、収支決算書
- ・ 協議会員として実施する事業の内容

・その他、事業内容の把握のため協議会事務局が必要とする資料
 (別紙事業様式)

協議会員として実施する事業内容

団体名

年 度	区 分	実 施 市町村	事業内容	数 量	基金事業費 (千円)	備 考
h 2 4						
h 2 5						
h 2 6						
	小 計					

(注) 1. この様式は、森林整備加速化部会の対象区分 (①間伐等、②林内路網整備、
 ③森林境界の明確化) について記載する。

2. 同区分ごとに、年度別で記載し、小計をとる。

3. 同区分で実施市町村が複数ある場合は、〇〇市町村他〇で記載してもよい。